


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	直井 亨			
件名	東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会設置要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	環境部環境課				
<p>1. 要旨</p> <p>緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である現行の東大和市緑の基本計画は、平成30年をもって計画期間が満了する。そこで、平成29年度、平成30年度の2か年で改定作業を進めるにあたり、標記の要綱を制定し、東大和市緑の基本計画改定庁内検討委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 要綱の内容</p> <p>①所掌事務 東大和市緑の基本計画の改定に関して必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。</p> <p>②構成 13人（環境部長、都市建設部長、企画課長、総務管財課長、防災安全課長、産業振興課長、観光推進担当副参事、地域振興課長、土木課長、下水道課長、教育総務課長、社会教育課長及び中央公民館長） ※必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 ※庁内検討委員会の庶務は環境課及び都市計画課で処理する。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 庁内検討委員会を設置することで、庁内の情報共有が図られるとともに、多角的な視点で計画を改定することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年10月 東大和市緑の基本計画策定（目標年次：平成30年） 平成29年 6月 東大和市緑の基本計画改定支援業務委託契約 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>東大和市緑の基本計画は策定から20年近く経過し、社会経済情勢が大きく変化している。また、総合計画や環境基本計画等の関連する計画が改定されている。更に、緑地の定義に農地を加えることや、生産緑地の下限面積が引き下げられるなど、関係法令が改正されている。これらを踏まえ、新たな社会的な諸課題に対応できるよう見直しを行う。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市長決裁により要綱を制定したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。